

69 独逸学協会学校へ補助金下附の儀報告

〔明治十九年十二月〕

(注記2)

(田中)(金井)(谷森)



(富松)



(注記1)

独逸学協会学校之儀ハ本年二月中当省ノ管理ニ属セラレ候末別紙之通該校ヨリ願出候ニ付願意聞届候条此段及報告候也

明治十九年十二月三日

文部大臣 森有禮 印

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

(注記4)(注記3)

補助金御下附願

本協会学校之儀ハ独逸学振興之為明治十六年始テ創設致爾来年々学生養成之途追々緒ニ就候故從テ傭外国教師増員等之為費用日ニ増加シ在来之資本ニテハ難相支候ニ付格別之御詮議ヲ以テ年々貴省ヨリ老万円之御補助金御下附被成下度別紙要約書相添此段奉願候也

神田区西小川町老丁目

独逸学協会学校

明治十九年十一月十九日

幹事 益森英亮

文部大臣 森有禮殿

要約書

〔公文類聚 第十一編 明治二十年 第二十九卷〕 2A, 11, ③316

一 独逸学協会学校ニ予備科専修科ノ兩科ヲ設ケ予備科ニ於テハ主トシテ第一高等中学校ニ入校シ得ヘキ生徒ヲ養成スヘキ事

一 本校々規教則ハ予メ文部省ノ認可ヲ經テ施行スヘ〔キ〕〔ク〕^{〔抹消〕〔加筆〕}殊ニ予備科ニ係ル規則ハ其前第一高等中学校ノ審査ヲ受クヘキ事

一 補助金支払ノ予算并決算ハ其期ヲ定メ文部省ニ差出シ其認定ヲ受クヘキ事

右ノ条項堅ク可相守候也

明治十九年十一月十九日

神田区西小川町一丁目

独逸学協会学校

幹事 益森英亮

文部大臣 森有禮殿

〔注記 1〕

〔上申〕

〔注記 2〕

〔文部省往復課 会八六〇号〕^{〔内藤〕}〔印〕

〔注記 3〕

〔一〕(簿冊内件名番号)

〔注記 4〕

〔乙一九〕